

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を科料九百円に処する。  
右科料を完納することができないときは、三百円を一日に換算した期間  
被告人を労役場に留置する。  
押収してある新聞紙「A」一枚（東京高等裁判所昭和三三年押第一九三  
号）はこれを没収する。  
原審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意については、弁護人ならびに検察官がそれぞれ差し出した各控  
訴趣意書の記載を引用する。

（以下各論点に対する当裁判所の判断を示すにあたり、論理にしたがいまず判断  
を必要と認めたものから始め必ずしも控訴趣意書記載の順序によらない。）

弁護人の控訴趣意第二点は、まず原判決が認定した事実中、被告人がその発行に  
かかる旬刊新聞「A」の昭和三〇年八月一二日付紙上に「BタイムスのC君選挙妨  
害で起訴さる」と題して掲載した記事の中で「Bタイムスは天下の公器だ等とタン  
力をきれば、オモチヤのピストルを本物であると自ら認めることになる。もつとも  
この種の新聞は、ある候補の悪口を書くときは、それと対立する候補から相当の金  
をもらつて罰金覚悟で悪口を書くので、二万五千円ぐらいの罰金で済むなら大いに  
タン力をきつて男を売ることを考えるかも知れない。」と事実を摘示して名誉を毀  
損し、とある点は、法律的に事実摘示がないと解すべきもの（右のうち事実摘示と  
認め得るものがありとすれば、わずかに「もつともこの種の新聞は……書くので」  
の個所に過ぎず、その余は仮定的な前提の上の論理および筆者の推測を記載したに  
過ぎない。右の強いて言えば事実摘示とみられる個所も、本来右記事を全体として  
新聞人のあり方などについての評論とみるべきで、Bタイムスを一例としてとり上  
げ新聞が利欲あるいは虚名を博すために他人の悪口を書くことの非を論じたに過  
ぎず、その評論の中に合して事実摘示としての意味を失つており、法律的に事実摘  
示がないと解するのを相当とする。）を事実の摘示ありと認定したもので、右は判  
決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認であると言ひ、また検察官の控訴趣意第一  
点は、本件公訴事実、被告人がその編集兼発行人である前記昭和三〇年八月一二  
日付新聞「A」紙上に別紙記載のような記事を掲載しそのころ右新聞約千五百部を  
上田市、小諸市およびその隣接町村ならびに東京都内に頒布しもつて公然事実を摘  
示してCの名誉を毀損したものであるというのであるが、原判決は右のうちわずかも  
「Bタイムスは天下の公器だ等とタン力をきれば……男を売ることを考えるかも  
知れない。」との事実のみを摘示したことを認めたにとどまり、それ以外の事実を  
看過し、不可分な事実の一部のみを分割して認定した誤がある。仮に右新聞記事の  
記載を分割して検討するとしても、原判決が認めなかつた左の四点は少くとも明白  
に被害者の社会的評価を侵害する事実の摘示であるといわなければならない。

（一） Bタイムスが、新聞倫理綱領に照らしても、東西の新聞論者の定義に見  
ても、「社会的正義を守り、真実を報道する」新聞でないことは衆知のとおりであ  
る。

（二） D氏は、Bタイムスに選挙妨害をされたと思つても、Bタイムスが果し  
て妨害するほどの力があるかどうか？巷間聞くとくによれば、Bタイムスに提灯  
記事を書かれれば、マイナスになり、悪口を書かれればかえつてその人の信用を増  
すといわれている。

（三） 選挙の際など候補者の多くは、C君を敬遠して「お金はやるから提灯記  
事は書かないでくれ」と頼むそうであるが、D氏がBタイムスで悪口を書かれると  
いうことは、かえつてD氏には有利であるという人々が決して少くない。

（四） a市会議員のE氏が、Bタイムスでしばしば中傷記事を書かれても、  
「かえつて信用が高まる」と言つて、悪徳新聞肅正の意味で名誉毀損で訴えろ！と  
いう多くの人々の勧告をしりぞけ平気でいたこともある。

（右（一）の記事は単なる抽象的観念の表示ではなく、新聞倫理綱領に照らして  
も東西の新聞論者の定義に見ても「社会正義を守り……新聞」でないという経験的  
な具体的事実についての判断である。したがつてそれは名誉を毀損する事実の摘示  
というべきである。（二）の記載は「Bタイムスに提灯記事を書かれれば……信用  
を増す」という具体的経験的な事実を摘示したもので、伝聞の内容をなす事実が摘  
示されたものである。それが伝聞であるからといつて名誉毀損の罪を免れることは  
できない。（三）についても同様で伝聞の内容たる事実がすなわち名誉を毀損する





新聞を発行したかどで起訴された事実を記事として報道するに際し、これに関し、「果して犯罪は成立するか？C君の出方如何が見もの」と題し、「右Bタイムスが社会正義を守り真実を報道する新聞でないことは衆知のとおりで、記者はBタイムスはC君の生活のための手段であり武器だと思つていないが云々」とけなした。うえ、「しかし犯罪が成立するためには可能的条件がなくてはならない。たとえばピストルで殺されると思つてもそれがオモチヤでは殺されるはずはない。D氏は、Bタイムスに選挙妨害をなされたと思つても、Bタイムスが果して妨害するほどの力があるかどうか？」と述べてから別紙傍個所(一)記載のように、風聞、他人の言動等を引いて右Cを皮肉にあざけり、さらに同人が右起訴に対しどのような態度に出るかその出方が見ものであるとして、別紙傍点個所(二)記載のように、いろいろ場合を仮定推測して右C個人のとるべき行動等に関し揶揄軽侮の論評を加えた文章を掲載し、そのころ右新聞約千五百部を上田市その他において一般に配布し、もつて公然Cを侮辱したものである。

(証拠の標目)

- 一 押収してある新聞紙「A」一枚(東京高等裁判所昭和三三年押第一九三号)
- 一 検察官作成のFの供述調書

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法第二三一条に該当するから所定刑中科料刑を選択し、罰金等臨時措置法第二条第二項にしたがい、所定金額の範囲内で被告人を科料九百円に処し、刑法第一八条により右科料を完納することができないときは、三百円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置すべきものとし、なお押収してある新聞紙「A」一枚(東京高等裁判所昭和三三年押第一九三号)は、同法第一九条第一項第二号第二項によりこれを没収し、訴訟費用中原審において生じたものは、刑事訴訟法第一八一条を適用して被告人に負担させることとする。

(裁判長判事 加納駿平 判事 足立進 判事 山岸薰一)

(別紙)

”Bタイムス”のC君

選挙妨害で起訴さる

果して犯罪は成立するか？

C君の出方如何が見もの

上田市でBタイムスと云うのを発行しているC君が、公職選挙法違反で上田地検から起訴された。適用条文は同法一四八条の二で「何人も当選を得、もしくは得しめ、または得しめぬ目的をもつて新聞または雑誌に対する編集その他の経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道および評論を掲載し、または掲載させることができない」と規定されており、これに違反した者は二年以下の禁錮、または二万五千元以下の罰金に処せらるることになつている。C君は過般の衆院選で、候補者のD氏を当選せしめぬ目的で評論を書き、号外を発行したと云うのである。Bタイムスが新聞倫理綱領に照らしても、東西の新聞論者の定義に見ても「社会正義を守り、真実を報道する」新聞でないことは衆知の通りで、記者は、BタイムスはC君の生活のための手段であり、武器だと思つていないが、公職選挙法が対象とする新聞紙は、選挙公示前六ヵ月以来、毎月三回以上発行するもので、第三種郵便物の認可をとつてあるものを云うのであつて、新聞紙の本質よりも形式主義に重きをおいているからBタイムスも新聞としての取扱いを受けることになる。しかし、犯罪が成立するためには可能的条件がなくてはならない。例えばピストルで殺されると思つても、それがオモチヤでは殺される筈はない。D氏は、Bタイムスに選挙妨害をなされたと思つても、Bタイムスが果して妨害するほどの力があるかどうか？(一)巷間聴くところによればBタイムスに提灯記事を書かれるればマイナスになり、悪口を書かれれば却つてその人の信用を増すと云われている。選挙の際など、候補者の多くはC君を敬遠して、「お金はやるから、提灯記事は書かないでくれ」と頼むそうであるが、D氏が、Bタイムスで悪口を書かれると云うことは、却つてD氏には有利であると云う人々が決して少なくない。かつてa市議員のE氏がBタイムスで、しばしば中傷記事を書かれても「却つて信用が高まる」と云つて、悪徳新聞肅正の意味で、名誉毀損で訴えろ！と云う多くの人々の勸告を斥け平気でいたこともある。(二)若しC君が証人を挙げて斯る事実を証明したならば、執行猶予位いで済むかも知れないが、新聞記者気取りで「Bタイムスは天下の公器」だ等とタンカをきれば、オモチヤのピストルを本物であると自ら認める事になるので、刑罰は重いことになる。尤もこの種の新聞は、或る候補の悪口を書くときは、それと対立する候補から相当の金をもらつて、罰金覚悟で悪口を書くので、二

